

令和6年8月30日9月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 矢 野 美由紀
市 民 部 長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 影 山 敬 二
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長	事 務 部 長
危 機 管 理 監 児 玉 隆	建 設 部 長 濱 口 勉
教 育 長 山 田 大 平	情 報 政 策 監 東 山 裕 徳
教 育 部 次 長 迫 田 隆 範	教 育 部 長 宮 脇 有 子
	監 査 事 務 局 長 坂 田 保 彦
	併選挙管理委員会事務局長

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（28日間）
第 2	報告第13号 報告第14号 報告第15号 報告第16号 報告第17号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	議案第74号 議案第75号 議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第79号	三次市工場立地法地域準則条例（案） 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
第 4	議案第81号	工事請負契約の一部変更について
第 5	議案第80号 議案第82号 議案第83号 議案第84号 議案第85号	財産の無償貸付について 工事請負契約の一部変更について 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について
第 6	議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第89号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号	令和5年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について 令和5年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度三次市病院事業会計決算認定について 令和5年度三次市下水道事業会計決算認定について

第 7	議案第94号	令和6年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）
	議案第95号	令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）
	議案第96号	令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）
	議案第97号	令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）
第 8		市長から決算に関する総括説明
第 9		監査委員から決算審査総体説明

令和6年9月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和6年8月30日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（ 日間）…………… 7
第 2	報 13	専決処分の報告について（訴えの提起について）…………… 7
	報 14	専決処分の報告について（訴えの提起について）…………… 7
	報 15	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 7
	報 16	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 7
	報 17	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 8
第 3	議 74	三次市工場立地法地域準則条例（案）…………… 10
	議 75	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…… 10
	議 76	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 10
	議 77	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）… 10
	議 78	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）…………… 10
	議 79	三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 10
第 4	議 81	工事請負契約の一部変更について…………… 13
第 5	議 80	財産の無償貸付について…………… 15
	議 82	工事請負契約の一部変更について…………… 15
	議 83	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について…………… 15
	議 84	指定管理者の指定について…………… 15
	議 85	指定管理者の指定について…………… 15
第 6	議 86	令和5年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について…………… 18
	議 87	令和5年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について…………… 18
	議 88	令和5年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について…………… 18
	議 89	令和5年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について…… 18
	議 90	令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について…………… 18
	議 91	令和5年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について…… 18

	議 92	令和 5 年度三次市病院事業会計決算認定について……………	18
	議 93	令和 5 年度三次市下水道事業会計決算認定について……………	18
第 7	議 94	令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 3 号）（案）……………	22
	議 95	令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）	22
	議 96	令和 6 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）………	22
	議 97	令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （案）……………	22
第 8		市長から決算に関する総括説明……………	24
第 9		監査委員から決算審査総体説明……………	30

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和6年9月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより令和6年9月三次市議会定例会を開会いたします。

この際、御報告をいたします。皆様も御存じのとおり、現在、台風10号が広島県に接近しつつあり、自主避難所の開設など、市民の安全に万全を期すための対策が取られております。これから本会議を進めていくに当たり、台風の状況次第では、災害警戒本部の設置による説明員の離席など、議事の進行が困難な状況になる可能性があります。そのような状況に至った場合には、事前に確認いただいておりますとおり、本日の会議を延会し、残りの議事を来週2日、月曜日に行いたいと思います。傍聴及び視聴者の皆様におかれましても、御理解を頂きますようお願い申し上げます。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定及びこれに準じ市が出資している法人の経営状況説明書の提出があり、受理しております。受理しました法人は、株式会社広島三次ワイナリー、株式会社布野特産センター、公益財団法人奥田元宋・小由女美術館の3法人です。これらの説明書についてはタブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

以上で報告を終わります。

本日の会議録署名者として、藤岡議員及び中原議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの28日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は28日間と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第2 報告第13号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第14号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（山村恵美子君） 日程第2、報告第13号から報告第17号専決処分の報告についてまでの報告5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第13号から報告第17号までの報告5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第13号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第14号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第15号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和6年6月4日に三次市十日市中四丁目2510番地1地先、三次市十日市親水公園の駐車場で発生した、テニスコート横に設置してありました簡易テントが強風で飛ばされたことによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第16号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、報告第15号と同じく、令和6年6月4日に三次市十日市親水公園の駐車場で発生した、簡易テントが強風で飛ばされたことによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第17号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和6年6月24日に三次市東酒屋町625番2地先、市道西酒屋仁賀線の路上で発生した、穴ぼこによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告5件につきまして御報告申し上げるものであります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 専決処分の第8号でございますけれども、滞納住宅家賃の7万1,200円でございますが、今日まで、裁判に至るまでどのような徴収の仕方をされているのか、請求をされているのかということであります。ただ、文書で出していらっしゃるのか、訪問されて、お話をして徴収願うということで努力されているのか、そこらのところは、ちょっとこういう件が多いので、ちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

○総務部長（桑田秀剛君） 住宅家賃につきましては、訴訟に至るまで、本人に督促状を何回か送付いたします。また、その途中では、電話であったり、訪問であったりして、本人または連帯保証人、こういった方へも連絡をしながら支払っていただくように促したり、また、本人のほうからも電話がかかってくる、こちらに来られることもありますので、そういった機会を通じまして、お支払いいただくようにお話をさせていただいて、それでもなお支払っていただけない場合に、やむを得ずこのように訴えの提起をさせていただいておるものでございます。

○議長（山村恵美子君） ほかにございませんか。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） 専決処分の、2つありました親水公園の中のテントが風によって飛んだというのがありましたけれども、2件ほど、そもそも、このテントの設置についてどのような形で設置されておったのか。飛ばないように工夫がされていたのかどうかということが1点と、その後、やはりこんだけの暑さがあると、日陰というのは当然必要でございますので、そのテントというのを、この後、今どのように設置されているのか、また、今後はどのように考えられているかということをお伺いしたいと思います。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育部長。

○教育部長（宮脇有子君） 15、16のテントの件でございますけれども、暑いということで、熱中症予防のために、中学校のソフトテニス部のほうが、この日初めてテントを設置いたしまして、何も飛ばないように対策をせず、そのまま立てたものでございます。

今後におきましては、水を入れて、重しになるようなものをつけたテントを設置しておりますし、十分注意するように学校のほうにも申し伝えておりますし、教育委員会といたしましても、校長会において注意喚起をしたところでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告5件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第74号 三次市工場立地法地域準則条例（案）

議案第75号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第76号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第77号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第78号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第79号 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第74号三次市工場立地法地域準則条例（案）から議案第79号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）までの議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第74号から議案第79号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第74号三次市工場立地法地域準則条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて、市が独自に基準を定めようとするものであります。

その内容は、市独自で準則条例を制定し、国が定める範囲内で緑地面積率等の緩和を行うことで、企業が増設等の設備投資をしやすい環境を整備しようとするものであります。

次に、議案第75号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、中ノ郷住宅を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1から中ノ郷住宅の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第76号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、こども医療費支給や、ひとり親家庭等医療費支給などの事務において、マ

イナンバーを用いた情報連携によって保険資格情報を照会することができるよう、別表第2の照会できる情報に医療保険給付関係情報を追加しようとするものであります。

次に、議案第77号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市八次集会所及び三次市下原集会所について、普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から三次市八次集会所及び三次市下原集会所の名称と位置を削ろうとするものであります。なお、八次集会所については集会所としての役割は終えますが、八次第6放課後児童クラブとしての機能は有したままであります。

次に、議案第78号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定について、被保険者証が廃止となるため、被保険者証の返還に応じない場合を削ろうとするものであります。

最後に、議案第79号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、甲奴地域資源加工センターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。その主な内容は、別表第1から甲奴地域資源加工センターの名称及び位置を削ろうとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 1つ確認なのでございますが、議案第77号八次の集会所については、もう一方の条例のほうで残るということで、八次集会所は普通財産ではないということを確認しておいてよろしいですね。

（地域共創部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野地域共創部長。

○地域共創部長（矢野美由紀君） 今おっしゃっていただきましたとおり、八次集会所は、集会所としての機能は、地域の地元の皆様方の総意により、今回はもう使用しないということで廃止の申出があったものでございます。ただ、放課後児童クラブにつきましては、今、休所中というので、こちらのほうも条例のほう、設置管理条例のほうではまだ生きております。ただ、

普通財産にならないという部分もあるんですけども、今まで、こういった行政財産の役割を終えたものは普通財産のほうへ移行しまして、売却、譲渡、廃止、それぞれの手続をとってきたものでございます。今回の集会所のほうにつきましても、今までと同じ事務手続をとらせていただいたということで、今後、今現在はこの集会所としての役割を終えたということで、条例のほうを廃止させていただいて、こちらの集会所は普通財産というような形の、今までと同じ事務処理上で処理をさせていただいたものでございます。

(21番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

○21番(横光春市君) いや、同じ番地の建物を、2つの条例で設置をしておるわけでございます。ですから、条例から落としてないということは行政財産として確認をしてよろしいのかということであります。先ほど言われたのは当然のことであって、ただ、今の説明で、普通財産にすれば譲渡とか廃止とかいう云々ありましたが、君田温泉の施設は譲渡でなしに貸し付けとるわけでございますから、その説明というのはちょっといかがなものかというふうな思いもいたします。普通財産に変更するということであろうという、普通財産に落とすというような発言がよくありますけども、それは大きな間違いである。普通財産に変更して、その後どのように対応するかということだというふうに私は理解をしております。

今回の分についても、1つの施設を2つの条例でもって、片方が役割を終えたので廃止しますよ。それは当然だと思うんですが、放課後児童クラブとしての施設というのは残っているわけですよ。使う、使わないは別にして残しているわけでございますから、それは行政財産として捉えてよろしいのかということでございます。

(地域共創部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

○地域共創部長(矢野美由紀君) 先ほど私の申しました表現の仕方が適切でございましたので、横光議員おっしゃるとおり普通財産のほうへ変更するというような表現に修正をさせていただきたいと思います。これもおっしゃっていただいたとおり、児童クラブのほうは行政財産として残るということでございます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

○20番(弓掛 元君) 議案第74号三次市工場立地法地域準則条例(案)について、少しお伺いいたします。この準則条例を制定することで、企業が設備投資しやすい環境づくりの一環ということが記載されておりますけれども、言われましたけれども、どのような具体的な効果を期待されているのかを教えてください。

(産業振興部長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉産業振興部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 今回の改正の面積率の充足の制定でござ

ございますけども、これによりまして、現在三次市内で操業をされている事業所、そういったところの現在の面積率等も勘案しながら、同じ施設で同規模の建物を建てたりすることが可能となるように、そういったところを配慮しまして、今回、面積率の設定をしております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第75号、議案第76号及び議案第77号の議案3件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第78号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第74号及び議案第79号の2件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第81号 工事請負契約の一部変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第81号工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第81号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第81号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。本案は、上志和地排水機場ポンプ設備分解整備及び電気設備更新工事において、株式会社山産広島支店と締結しています工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、現契約に、発電機及びNo.1ポンプ設備始動弁、空気槽更新工事を追加し、請負金額を2億6,141万7,200円から3億2,595万2,000円に変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 大きな変更契約ということになり、出水期に間に合わせるために早くやろうということだろうと思うんですが、これは補助金交付の交付金額が上がって、増額で交付されたのか、そのことによって、工事の前倒しをしてやるということなのかどうなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

○危機管理監（山田大平君） 今回の変更でございますけども、補助金につきましては、当初予定したものよりも減額で内示がございました。そのため、減額された補助金額に合わせた形の工事で、なおかつ、出水期の対応に支障がないような形の工事の変更をさせていただきたいというところです。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 当初より少なく補助金が来たのに、増額できるのかという不安な感じがあるんですが、その点、もう一遍詳しく聞きたいんですが、今、急な変更契約をして、その物品というか、材料、資材ですね、そういうのが納入できて、工事が出水期までにできるのか。台風、それぞれ来ておりますけども、それに間に合う工事が完了できるということができのかどうなのか。いささか心配な面がありますが、そこらのところはいかがでございましょうか。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

○危機管理監（山田大平君） 今回の減額での内示でございますけども、当初予算の範囲内ではございますので、そういった面で、変更の契約は問題なくできるといったものでございます。また、特に今回、変更しようとしていますポンプ設備の空気槽始動弁でございますけども、これにつきましては、新たにというか、更新を急ぐ必要があるということでございますが、物につきましては速やかに手配ができるというふうに聞いておりますし、工事期間についても1週間程度あれば工事ができますので、天候の状況を見ながら、短期間で更新ができますので、ポンプの稼働に影響がないように工事也可以するというふうに考えております。

○議長（山村恵美子君） 資材の高騰などによる費用の増というようなところは問題ないですか。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） じゃあ、もう一度、横光議員。

○21番（横光春市君） 当初よりも減額の補助金の交付額だったと。それで入札したんですよ。かなり金額増えておりますけども、これは追加交付があったのか。あるいは思ったより交付金額多かったのか。予算があってできるのと、補助金がなかったから減額して出しとったんなら、国からの追加交付があったから追加の事業ができるのか、あるいは、追加がないのなら単独で、これでもやっとかにやいけん思うてやりよるのかということなんですよ。そのことを、初め、減額された言われたんで、ちょっと不審に思ったんですが、そこらのところを分かりやすくお知らせいただければと思います。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

○危機管理監（山田大平君） 失礼しました。まず、当初予算を議決いただきまして、その予定で補助金の申請を行っております、その額についてですね。ただ、それに対してその当初予算に満たない、減額されたというのはそういったことでございます。内示がございましたので、そ

の減額、当初予算より減った額で、今回、更新の内容を変更させていただいて、さらに、当初予算分の工事について契約の変更を行いたいということでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第80号 財産の無償貸付について

議案第82号 工事請負契約の一部変更について

議案第83号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第84号 指定管理者の指定について

議案第85号 指定管理者の指定について

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第80号財産の無償貸付についてから議案第85号指定管理者の指定についてまでの議案5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第80号及び議案第82号から議案第85号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第80号財産の無償貸付について御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組合が計画する消防本部及び三次消防署新庁舎用地として、令和6年

5月に市が取得しました広島県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設用地の一部の敷地について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、備北地区消防組合へ財産を無償で貸し付けることについて、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第82号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。本案は、三次市東光保育所建替工事（建築主体工事）において、株式会社壺心と締結しています工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を6億500万円から6億1,299万7,000円に変更しようとするものであります。

次に、議案第83号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。本案は、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の変更をしようとするものであります。なお、この規約の変更につきましては、広域連合を構成する県内23市町において同一の議決が必要とされております。

次に、議案第84号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、はらみちを美術館の指定管理者を指定することについて、有限会社ジャパンクリーンサービスをその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第85号指定管理者の指定について御説明申し上げます。本案は、君田地域農産物等活用型交流促進施設及び君田林産物等展示販売施設の指定管理者を指定することについて、有限会社ジャパンクリーンサービスをその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○18番（宍戸 稔君） 議案第84号及び議案第85号について、指定管理者の指定についてということで伺わせていただきます。

先ほどの説明にありましたように、はらみちを美術館、それから君田地域農産物等活用交流促進施設、それから林産物等展示販売施設という施設を、有限会社ジャパンクリーンサービスを指定管理候補としてというものでございますけども、昨年ありましたように、以前の運営会社、トエンティワンという会社が、この施設については指定管理を受けてやっていたという中において、コロナ禍ということもあり、さらにはこういう指定管理の部分が、人件費の関係で

非常に経営的に負担になったというところがあります。さらには、このジャパנקリーンさんが運営を開始された8月1日から君田温泉がリニューアルオープンされたのですが、8月の盆前、それから近日においても臨時休業されておるという状況も聞かせていただいております。中において、果たしてこのジャパנקリーンサービスさんに指定管理を委ねていいものかどうかというのは、検討された状況の中で、この議案を提案されたのかというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

(産業振興部長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 今回、議案で提出させていただいております指定管理者の指定に当たっては、君田温泉ふれあい施設の事業再開に当たり、運営事業者を募集する際に、こちらの施設につきましては、指定管理というところを条件とさせていただいておったところでございます。今回の新しい運営会社以外のところの検討というところは、今回の指定管理者の選考に当たっては行っておりません。

○議長(山村恵美子君) 質問の内容である、8月の休業などに関わりまして、この運営体制の会社に任せてよいのかどうかということをお答えください。

(産業振興部長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 今回、指定管理をさせていただいている施設について、臨時休業等もあったということでございますけども、指定管理者としての運営自体には課題はないと考えております。

(18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○18番(宍戸 稔君) 私が非常に危惧するのは、まだ十分な体制が、ジャパנקリーンサービスさんのほうが、君田温泉を運営するに当たっての体制が取れてないんじゃないかなと。さらに、指定管理施設を増やしていくというのは負担になる要素が大きいんじゃないか。ですから、指定管理をしちゃいけないとかいうんじゃないしに、もう少し体制が整うまでは、やっぱり直営とか、他の団体に委託するというようなところで、来年の4月からとかいうようなところでやっていくべきじゃないかなというふうには思うんです。ですから、今の運営会社に負担になるようなことで、トエンティワンの二の舞になるようなことではいけないというところは非常に危惧するんですけども、そこは大丈夫なんでしょうか。

(産業振興部長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 今回の指定管理の開始時期等につきましては、これまでも、新しい運営事業者等とも協議をさせていただいて、この10月1日からということで協議をさせていただいているところでございます。また、君田温泉、新しく8月1日にリニューアルオープンいたしましたけども、フルスペックでオープンというのはなかなか

難しい、人も、まだ足りていないところもあるという中ですので、できる範囲で事業を、営業再開のほうをしていただくということで、事業者とは話をさせていただいておるところでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第80号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第82号、議案第83号及び議案第84号の議案3件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第85号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第86号 令和5年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第87号 令和5年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 令和5年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 令和5年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 令和5年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 令和5年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第93号 令和5年度三次市下水道事業会計決算認定について

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第86号令和5年度三次市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第93号令和5年度三次市下水道事業会計決算認定についてまでの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第86号から議案第93号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第86号令和5年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。本会計の決算額は、歳入総額432億1,249万4,035円、歳出総額420億6,961万5,286円、歳入歳出差引額は11億4,287万8,749円で、このうち、翌年度への繰越事業等に係る繰越財源を控除した実質収支は8億7,902万6,977円であります。

初めに、歳入から主なものを御説明申し上げます。

歳入歳出決算書2ページをお開きください。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて70億7,983万7,242円、地方交付税は、普通交付

税及び特別交付税合わせて155億2,483万3,000円、国庫支出金は、国庫負担金補助金とを合わせて50億6,987万2,289円。

県支出金は、県負担金補助金等を合わせて32億3,265万2,307円、繰入金は、基金繰入金 3 億 5,229万1,034円。

市債は、学校給食施設整備事業債、道路新設改良事業債など、合わせて63億6,834万円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は 2 億7,605万8,322円、主な内容は、議員人件費、議会運営に係る経費などであります。

総務費は73億1,268万7,727円、職員人件費のほか、自治活動の支援、定住対策事業に係る経費などあります。

民生費は100億5,409万4,457円、高齢者福祉、障害者福祉のほか、保育所運営などの児童福祉に係る経費などあります。

衛生費は31億485万4,613円、健康推進、環境衛生、塵芥処理に係る経費などあります。

労働費は 2 億386万7,653円、生活応援融資貸付金、雇用対策に係る経費などあります。

農林水産業費は20億7,076万975円、農業振興、小規模農業基盤整備、林業整備に係る経費などあります。

商工費は 8 億6,719万154円、商工業振興、観光推進に係る経費などあります。

土木費は43億232万3,279円、市道、県道、橋梁の新設改良、維持管理に係る経費などあります。

消防費は15億2,062万4,095円、備北地区消防組合負担金、消防団、水防、防災に係る経費などあります。

教育費は51億2,791万4,315円、教育振興、小・中学校の運営、文化振興、スポーツ振興に係る経費などあります。

災害復旧費は 8 億861万6,678円、令和 2 年度から令和 5 年度の大雨による災害に係る農林業施設、土木施設などの災害復旧経費であります。

最後に、公債費は64億2,062万3,018円であります。

次に、議案第87号令和 5 年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書14ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額52億9,017万7,239円、歳出総額53億545万9,201円で、歳入歳出差引1,528万1,962円の歳入不足となり、翌年度歳入繰上充用金で補填しています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金などあります。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などあります。

なお、令和 6 年度からの国保税率水準の準統一が見送られ、完全統一の時期について改めて県及び各市町で協議していくこととなりました。今後も、国保税の適正な見直しと医療費適正

化事業や保健事業の充実を図り、国保財政の安定的な運営を行ってまいります。

次に、議案第88号令和5年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書22ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額2億6,682万9,100円、歳出総額2億6,535万4,594円で、歳入歳出差引額は147万4,506円であります。

歳入の主なものは、診療収入、繰入金などであります。

歳出の主なものは医療費など、令和5年5月より診療を開始しました三次こども診療所を含め、5か所の運営に係る経費であります。

引き続き地域医療の確保、充実を図ってまいります。

次に、議案第89号令和5年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書28ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額68億5,589万9,881円、歳出総額67億2,839万4,314円で、歳入歳出差引額1億2,750万5,567円であります。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、一般会計からの繰入金などであります。

歳出の主なものは、介護サービス、介護予防サービス等にかかる保険給付費、介護予防、生活支援サービス事業などに係る地域支援事業費などであります。

引き続き、介護保険事業の健全な運営とサービスの質の向上及び介護予防の推進等に努めてまいります。

次に、議案第90号令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書36ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額8億7,782万2,433円、歳出総額8億6,296万8,156円で、歳入歳出差引額1,485万4,277円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

次に、議案第91号令和5年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書42ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに3,848万1,115円で、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

歳入の主なものは市債と一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは、十日市の高平地区で取得しました土地の測量業務委託料であります。

次に、議案第92号令和5年度三次市病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

病院事業会計決算書1ページをお開きください。

令和５年度は、県北地域における中核病院として持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院経営強化プランを策定し、病院改築に向けては、新病院の建て替え基本計画を策定しました。また、電子カルテシステム等の医療機器の整備等を行いました。今後も、より一層質の高い医療サービスを提供してまいります。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は102億6,474万1,588円。支出決算額は102億4,639万3,723円で、収入支出差引額は1,834万7,865円となり、この収支額から決算処理を行いました結果、当年度決算での純利益は1,452万2,901円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は８億5,999万2,000円、支出決算額は16億3,224万1,303円で、収入額が支出額に対して７億7,224万9,303円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金などをもって補填しております。

最後に、議案第93号令和５年度三次市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

下水道事業会計決算書１ページをお開きください。

下水道事業では、住環境の向上や、公共用水域の保全等を目的に、公共下水道三次処理区において、畠敷町で開削工法による管渠布設工事、県道知三次線沿線で推進工法による管渠布設工事を行いました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は21億542万415円、支出決算額は20億8,246万3,063円で、収入支出差引額は2,295万7,352円となり、この収支額から決算処理を行いました結果、当年度決算での純利益は41万4,783円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は11億4,016万9,300円、支出決算額は17億1,694万644円で、収入額が支出額に対して５億7,677万1,344円の不足となりますが、これは当年度分損益勘定留保資金などをもって補填しております。

以上、議案８件につきまして、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第93号までの議案８件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第93号までの議案８件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第 9 4 号 令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 3 号）（案）

議案第 9 5 号 令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）

議案第 9 6 号 令和 6 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）

議案第 9 7 号 令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第 7、議案第 94 号令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 3 号）

（案）から議案第 97 号令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）までの議案 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第 94 号から議案第 97 号までの議案 4 件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第 94 号令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 3 号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 11 億 4,258 万 1,000 円を追加し、補正後の総額を 403 億 1,659 万 3,000 円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、過年度国庫支出金等精算返納金 3 億 6,593 万円など、合わせて 3 億 8,609 万 1,000 円を追加。

民生費は、後期高齢者医療の療養給付費負担金 1,296 万円など、合わせて 3,809 万 4,000 円を追加。

農林水産業費は、小規模農業用施設等改良事業補助金 1,320 万円を追加。

商工費は、観光交流施設管理経費 846 万 5,000 円を減額。

土木費は道路の維持業務委託料 2 億 1,400 万円など、合わせて 2 億 4,672 万 1,000 円を追加。

消防費は、備北地区消防組合負担金 4 億 3,578 万 6,000 円など、合わせて 4 億 3,754 万 6,000 円を追加。

教育費は、社会体育施設管理経費 1,534 万 6,000 円など、合わせて 1,839 万 4,000 円を追加。

災害復旧費は、現年災害単独土木復旧事業 1,100 万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税 1 億 6,937 万 2,000 円を追加。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金、道路事業 600 万円など、合わせて 1,890 万 8,000 円を追加。

県支出金は、児童入所施設措置費等負担金 228 万 3,000 円など、合わせて 296 万 9,000 円を追加。

財産収入は、三次ケーブルビジョン出資配当金 150 万円など、合わせて 240 万 8,000 円を追加。

寄附金は、保健体育費寄附金200万円など、合わせて410万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金9,536万8,000円など、合わせて1億636万8,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金4億3,902万5,000円を追加。

諸収入は、ネーミングライツ収入112万2,000円など、合わせて178万2,000円を追加。

市債は、臨時財政対策債105万1,000円を減額するものの、消防施設等整備事業債3億7,170万円を追加するなど、合わせて3億9,764万9,000円を追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、ケーブルテレビ光回線終端装置調達事業ほか2件について追加しようとするものであります。

第3条、地方債の補正につきましては、第3表のとおり、過疎地域持続的発展事業ほか5件について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第95号令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は債務負担行為の補正であります。

第1条、債務負担行為の補正につきましては、第1表のとおり国民健康保険特定健診受診勧奨事業1件を追加しようとするものであります。

次に、議案第96号令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,750万6,000円を追加し、補正後の総額を69億6,680万5,000円にしようとするものであります。

その内容は、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等過年度分返還金を追加しようとするものであります。

最後に、議案第97号令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,485万3,000円を追加し、補正後の総額を10億1,617万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する過年度保険料等負担金精算金を追加しようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第97号までの議案4件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号から議案第97号までの議案4件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 市長から決算に関する総括説明

○議長（山村恵美子君） 日程第8、福岡市長から決算に関する総括説明を受けます。

議員の皆様には留意点を1点お伝えいたします。質疑に関しましては、決算の総括説明に沿った市政の検証、政策的な今後の課題や展望などとしております。各部局の審査で対応可能な質疑は避けていただきますようお願いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 令和5年度三次市の決算について御説明を申し上げます。

昨年度はコロナ禍が実質的に終息し、私たちの日常も明るさを取り戻してきた1年でした。三次の夏の風物詩である三次きんさい祭や、みよし市民花火まつりが4年ぶりに復活し、市民の皆さんの輝く笑顔が三次のまちを明るく彩りました。また、9月には合併後初の国際大会である第9回WBS C女子野球ワールドカップ、グループBが三次きんさいスタジアムで開催されました。5日間の大会期間中に市内外から1万5,000人が来場され、選手の活気あふれるプレーに大きな声援が送られました。

この大会を通じて、女子野球のすばらしさや、三次の魅力を多くの方に知っていただくことができたと感じています。これらのイベントや大会を開催することができたのも、関わっていただいた全ての皆さんの御尽力によるものです。改めて敬意と感謝を申し上げます。

昨今の情勢を見ますと、依然としてエネルギー価格や物価の高騰が、私たちの生活に大きな影響を与えています。事業を推進していく上で、資材費などの高騰が事業実施に与える影響は決して小さいものではありません。このような状況においても、これまでの事業の継続、充実に努めるとともに、各事業を着実に進めていくべく、まちづくりの指針である総合計画を始め、各分野の個別計画を策定したところです。本年3月には、令和6年度から10年間を計画期間とする、第3次三次市総合計画、三次みらい共創ビジョンを策定しました。急速な人口減少、少子高齢化といった大きな流れの中においても、多様なつながりの中から、地域の活力を生むことで、持続可能な地域をめざしていこうとするものです。今後は、まちづくりの最上位計画である本計画を始め、各種個別計画をもとに、新たな時代への対応とともに、引き続きふるさと三次のまちづくりに取り組んでいきます。

昨年度、特に重点的項目としていた共創による地域づくりでは、多様な人々と協働しながら、複雑な社会変化を乗り越え、持続可能な社会のづくり手となる人づくりに取り組む指針として、みよし学びの共創プランを、三次市教育大綱、教育振興基本計画として一体的に策定をしたところです。

ICTの活用では、デジタル技術活用推進事業として、高齢者向けスマートフォン教室やセミナーの開催、スマート行政推進事業では、庁内業務における生成AIの活用に取り組み、業務の効率化を図りました。今年2月からはコンビニエンスストアの端末で、マイナンバーカードを使用して住民票の写しなどを取得できるサービスを開始し、サービスの向上とマイナンバーカードの普及促進に努めたところです。

それでは、まず、決算の概要について申し上げます。

一般会計の歳入総額は432億1,249万円、歳出総額は420億6,961万円で、歳入歳出の差引残額は11億4,288万円です。

翌年度へ繰り越すべき財源2億6,385万円を除いた実質収支は8億7,903万円の黒字です。

普通会計による基金残高については、前年度に比べ4億22万円増の173億7,355万円となりました。また、同じく普通会計による市債残高は、約10億円の繰上償還を行いました。三次市学校給食調理場整備事業や、三次小学校整備事業などの事業が重なったこともあり、前年度に比べて4,220万円増の444億3,855万円となりました。

自治体の健全性を判断するための重要な指標である財政健全化4指標については、これまでの積極的な繰上償還により、地方債残高の減少などの効果があるものの、施設の老朽化対策や防災対策の積極的な投資などにより、実質公債費比率は7.3%と前年度より0.3ポイント増加し、将来負担比率は31.8%と、前年度より8.8ポイント増加することとなりましたが、いわゆる、イエローカードと呼ばれる国の早期健全化基準からは大きく下回っており、財政の健全性は引き続き維持していきます。財政の弾力性を示す経常収支比率は98%となり、前年度から0.4ポイント減少し、数値上では改善が見られました。しかし、減少の主な要因は歳入面での普通交付税の追加交付によるものであり、経常的な支出額の減少が要因ではありません。追加交付がなかった場合は98.7%になると試算しており、財政運営は依然として余裕がない厳しい状況が続いていると認識しています。

次に、決算に係る事業の概要について、計画最終年度となった第2次三次市総合計画の施策項目ごとに御説明を申し上げます。

第1の柱は、まちづくりの主役である「ひとづくり」です。

子育ての分野では、ネウボラみよしにおいて、母子保健データを一元的に管理する電子カルテをベースに、関係部署が保有する情報を共有し、子どもの予防的支援を行うためのシステムを構築しました。

そのほか、子ども発達支援センターの運営や放課後の子どもの居場所づくりに取り組むとともに、医療費助成や保育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めてまいりました。

また、保育環境の充実を図るため、老朽化が進んでいる東光保育所の建替えに着手し、今年度中の園舎完成をめざして工事を進めているところです。

教育の分野では、社会情勢や本市の教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、新たな教育課題へ対応するため、本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定めた、みよし学びの共創プランを策定しました。コミュニティ・スクールを先進モデル地域として導入した三次中学

校区に加えて、新たに5つの中学校区でも導入し、学校・地域・家庭が協働して子どもを育成する取組を推進しました。

各学校において、教職員が担っている校務の標準化や業務改善を行うことで、教職員の業務負担を軽減し、教育の質の維持向上を図るため、統合型校務支援システムの整備を行いました。令和6年度から本格的に運用を始めています。

学校給食においては、三次学校給食センターを整備し、昨年9月1日から市内小学校12校及び中学校5校に、三次農産物を取り入れた安全・安心な給食の提供を行っているところです。

また、三次小学校の改築では、検討委員会やワークショップを開催し、関係者の意見を可能な限り反映した基本設計及び実施設計を行いました。現在は、令和7年度2学期からの供用開始をめざして校舎本体の工事を行っています。十日市小学校などの改築については、基本構想・基本計画の策定に着手しました。現在、策定委員会や専門部会を設置し、広く関係者の意見を反映できるよう取り組んでいるところです。

スポーツの分野では、女子野球タウンの取組として、第9回WBSC女子野球ワールドカップ・グループBを始め、中四国女子硬式野球リーグ「ルビー・リーグ」や第9回女子硬式野球西日本大会を開催しました。今年の夏にカナダで開催された女子野球ワールドカップの決勝大会では、三次で予選を勝ち抜いたサムライジャパン女子代表が見事優勝を果たし、7連覇を達成しました。女子野球の取組を一つのモデルとして、女性の活躍やツナガリ人口の拡大、地域活性化につなげ、本市に女子野球の文化が根づくよう、また、スポーツを通じた魅力あるまちづくりに向けて取り組んでいきます。

文化の面では、貴重な作品を適切に管理し、来館者により快適な環境で鑑賞していただけるよう、奥田元宋・小由女美術館の照明中央監視システム及び空調設備の改修工事を行いました。しばらく休館しておりましたが、今年3月に工事が完了し、4月から再開しています。

また、史跡寺町廃寺跡を恒久的に保護し、将来に継承していくために、今後10年間の保存と活用に向けた取組の方針と方向性をまとめた保存活用計画を策定しました。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」です。

保健・医療の分野では、全ての市民が健やかで幸せを実感できるまちをめざして、第2次三次市健康づくり推進計画を策定しました。健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目標として、健康づくりや生活習慣病予防、フレイル予防の事業に取り組みしました。

市立三次中央病院では、県北地域における中核病院として、高度で良質な医療の提供と救急医療体制の充実を進めつつ、病院改築に向け、新病院基本構想をもとに、市立三次中央病院建替基本計画を策定しました。現在では、令和11年度の開院に向け、基本設計を進めるなど計画的に取り組んでいるところです。

また、昨年5月は福祉保健センター3階に、みよしこども診療所を開設し、地域医療体制の充実を図りました。福祉の分野では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を、三次市いつまでもいきいき元気プランとして一体的に策定しました。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する相

談事業や、介護予防事業、高齢者等見守り隊による訪問相談活動などに継続して取り組みました。

また、地域において必要な各種障害福祉サービスが計画的に提供されるよう、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定しました。障害者支援センターを核とし、サービス提供事業者、医療・保健・福祉・教育・就労などの関係機関で組織するネットワーク連絡会議により、相談や就労支援などについて、それぞれの課題解決や調整を行い、事業所間の連携強化を図るとともに、障害のある人が地域で生き生きと自分らしく生きることのできるまちをめざした取組を進めました。

地域公共交通の分野では、市内公共交通の路線について、一部の路線バスや市民バスは、利用実態に即した効率的路線への再編を実施したほか、高齢者運転免許自主返納支援事業を継続して実施するなど、利便性を高めることによる公共交通の利用促進を図りました。

防災・安全の分野では、排水ポンプ車の稼働訓練や、大規模洪水想定訓練・受援訓練を実施し、国や県、自主防災組織などの関係機関との連携を確認するなど、市民の安全・安心な暮らしを確保するための取組を進めました。また、備北地区消防組合消防本部、三次消防署新庁舎建設事業として、移転先である県の高平施設の用地取得に向けて取り組みました。新庁舎の整備により、消防機能の継続性の確保と充実強化を図ります。

平成30年7月豪雨災害での内水被害を踏まえ、国や県と連携した流域治水の取組を計画的に推進しており、昨年度は権現川貯留施設の整備工事に着手しました。そのほか、商用電源を利用した排水ポンプの設置など、内水対策を計画的に進めました。引き続き、市民の命と暮らしを守る取組をハード、ソフトの両面から計画的に推進してまいります。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」です。

就労促進・起業支援の分野において、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタlab.」では、女性のチャレンジ意欲向上を目的としたセミナーや交流に取り組み、継続した支援を行いました。女性の起業家を応援するみよしアントレヌは、新たに14人を認定し、これまで本市が認定した女性起業家は94名となりました。

農林畜産業等の分野では、担い手の育成及び支援に取り組み、新たに3名の認定新規就農者が経営を開始しました。薬用作物等栽培促進においては、薬品メーカーと試験栽培契約を締結しているヒロハセネガやカノコソウを重点品目として栽培に取り組みました。また、スマート農業推進協議会においては、ICTを活用した自動ロボット草刈機による省力化や、アスパラガスの収量アップの取組など、経営の高度化の取組を進めました。（仮称）みよしアグリパーク整備事業では、新たなブドウ園地の整備に係る工事を進めるとともに、トレッタみよし周辺エリアにおける事業用地の取得を進め、県内外の民間事業者等から聞き取りを行うなど、事業推進を図っています。

商工業の分野においては、物価、エネルギー価格の高騰による影響を受けた小規模事業者などの負担を軽減するための支援を行いました。小規模事業者が生産性向上や事業効率化を図り、経営力の向上をめざす目的で行う設備投資に対して支援する取組を行いました。さらに、電気

やガス、食料品などの物価高騰の影響を受けている市民生活を支えるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全市民を対象に三次藩札の配布を行い、市民の家計負担軽減に取り組みました。企業誘致については、三良坂産業団地に誘致した企業の操業開始に向けた支援を行うとともに、残る産業用地への誘致に向けた活動や情報発信を行いました。

観光の分野については、第2次三次市観光戦略を策定し、観光を取り巻く環境の変化や、ポストコロナ社会への柔軟かつ早期な対応ができるよう取組の方針を定めました。みよしDMOを中心に、市内の観光関連事業者と協力して、地域資源の発掘や、体験型観光商品の開発支援を進め、滞在時間の延伸、集客力の向上を図り、今後の稼ぐ力の創出につなげました。また、三次の宝である君田温泉を、今後も大切な観光資源として活用するべく、早期再開に向けて新たな運営事業者の選定に取り組みました。新たな運営事業者により施設もリニューアルされ、今年の8月1日から営業を再開しています。

定住・交流の分野では、移住コーディネーターを中心に、移住前後の相談やサポート、空き家情報バンク制度の促進、移住に関する情報発信などの取組を推進し、13件の空き家情報バンクの成約につながりました。また、ふるさと回帰支援センターや、広島県などが主催する定住フェアにも積極的に参加し、移住・定住につながるよう、三次の魅力をアピールし、三次暮らしを知っていただく取組を展開しました。ふるさと納税については、受付窓口の充実や効果的な情報発信に取り組み、頂いた御寄附は、女子野球ワールドカップ情報発信事業などに活用しました。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える「環境づくり」です。

自然環境・循環型社会の分野では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を全庁的に推進するため、カーボンニュートラル推進本部を設置するとともに、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた、三次市地域再生可能エネルギー導入戦略を策定しました。脱炭素普及啓発促進事業として、みよし未来環境会議を設置し、市内中高生8人をサステナアンバサダーに任命し、様々な活動を展開しました。その活動成果を取りまとめ、市に頂いた提言の内容をポスターやチラシ、動画によって啓発する取組を行いました。また、SDGsの達成に向けた取組を、サステナみよしと位置づけ、啓発や実践活動を行いました。脱炭素社会の実現に向けて、次代を担う若い世代の思いを、今後の取組に生かしてまいります。

生活基盤の分野では、市民の安全で快適な生活環境づくりと安心感のあるまちづくりを進めるため、道路の整備や改良、橋梁の長寿命化や上下水道整備、市営住宅の改修などを計画的に進めました。また、昨年度設立された広島県水道広域連合企業団が実施した送配水管整備費の一部を負担し、水道の安定供給に向けた取組を行いました。スケールメリットを発揮し、経営基盤の強化を図ることで、水道サービスの持続性を確保してまいります。

地域公共交通の分野では、高速バスとJR芸備線の片道ずつがセットになった企画乗車券「どっちも割きっぷ」に対する支援も継続し、公共交通機関の利用促進を図りました。また、JR芸備線・福塩線の利用促進事業として、サイクルトレインやモニターツアーなどを実施し、利用促進につなげ、沿線地域の魅力を発信しました。

I C Tの利活用においては、デジタルを活用して市民の暮らしを便利で豊かにするための取組として、高齢者向けスマートフォン教室を引き続き開催するとともに、スマートフォンを使った確定申告の体験会を開催しました。スマートフォンやタブレットからも住民税の申告書を作成できるシステムを整備し、利便性の向上を図るとともに、市役所内での住民税の申告会場において、呼出番号と待機人数をウェブで表示するシステムを導入し、来場者の負担軽減を図りました。また、市民サービスの向上とマイナンバーカード普及促進を図るため、今年の2月から、コンビニエンスストアの端末でマイナンバーカードを使用した住民票の写しなどを取得できるサービスを行っています。

第5の柱は、参加、行動、対話による、つながる「しくみづくり」です。

つながるしくみの分野では、地域人材育成・派遣事業のフォローアップ事業として、地域の未来づくりアドバイス事業に継続して取り組んでいます。この事業をきっかけに、少しずつ各地区の課題解決に向けた動きが見られ始めました。今後も引き続き各地区の活性化の取組に対し、検証及びアドバイスを行ってまいります。また、各住民自治組織との意見交換を重ね、交付金における人件費や活動内容の見える化を中心とした見直しに取り組みしました。

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、市民が自主的かつ主体的に行う地域の課題解決や、魅力活動につながる活動を支援しました。また、地域の賑わいづくりに関わる活動を支援するため、令和5年度限定の補助制度を創設し、20事業に対して支援を行いました。

シティプロモーション事業では、G7広島サミットや女子野球ワールドカップなどの機会を活用して、本市の特産費の紹介やグッズの配布、動画の放映等のほか、SNSキャンペーンなどのプロモーションを展開しました。こうした活動を通じて、市民の三次市に対する愛着と本市の認知度の向上に取り組み、関係人口の創出・拡大を図りました。

行財政改革の分野では、投資的経費の選択と重点化や経常経費の節減、市税収入などの確保、公共マネジメントの推進などによりまして、健全で安定的な財政運営に取り組んでいます。昨年度はメルカリショップの三次市公式ショップを開設し、庁内で不要となった物品の販売をするなど、新たな取組を始め、歳入の確保に努めました。また、企業版ふるさと納税の取組では、本市の持続可能なまちづくりの推進に対し、6社から御寄附を頂いたところです。引き続き、私自身がトップセールスで動き、本市の取組を応援していただける企業様へのアプローチを積極的に行ってまいります。

最後に、今後10年間のまちづくりの新たな指針として、今年3月に「第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～」を策定しました。市民、中高生アンケートやまちづくりワークショップなどを行い、丁寧につむぎ上げた計画です。本計画がめざす「人と想いがつながり、未来につなぐまち」の実現に向け、三次の未来を市民の皆さんとともに創っていききたいと考えております。

以上で総括説明といたします。何とぞ御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） それでは質疑に入りますが、もう一度改めまして、質疑については、決算の総括説明に沿った市政の検証、政策的な今後の課題や展望などとしします。各部局の審査で

対応可能な質疑は避けていただきますようお願いいたします。そして、議員個人の評価は必要
ございません。簡素な質疑を行ってください。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ここで、監査委員であります増田議員には一旦退席を願います。

〔４番 増田誠宏君 退席〕

○議長（山村恵美子君） それでは、升本代表監査委員、増田監査委員に入場していただきます。

〔代表監査委員 升本美知子君・監査委員 増田誠宏君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第９ 監査委員から決算審査総体説明

○議長（山村恵美子君） 日程第９、升本代表監査委員から決算審査総体説明を受けます。

（代表監査委員 升本美知子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 升本代表監査委員。

〔代表監査委員 升本美知子君 登壇〕

○代表監査委員（升本美知子君） 三次市代表監査委員の升本美知子でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

議員の皆様方におかれましては、市政発展のため、市民を代表され、日々尽力されております  
ことに、この場をお借りして敬意と感謝の意を表するものでございます。

さて、令和５年度の決算等の審査をいたしまして、その執行状況等について、増田誠宏委員  
と合議をいたしましたので、監査委員を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

まず、審査の概要についてでございます。

審査の対象は、令和５年度三次市一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書、  
基金運用状況調書、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、令和５  
年度三次市公営企業会計決算であります。

審査の期間は、令和６年７月３１日から８月１６日まででございますが、健全化判断比率及び資  
金不足比率報告書の審査につきましては、令和６年８月９日から８月１６日まででございます。

審査の方法につきましては、関係法令に準拠して決算が調製されているか、また、計数が関  
係諸帳簿と符合しているかを確認し、必要に応じて関係職員の説明を求め、審査をいたしまし  
た。

健全化判断比率及び資金不足比率報告書の審査につきましては、健全化判断比率及び算定の  
基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認いたしました。

また、現金及び預金残高並びに証書類等の確認につきましては、定期監査、例月出納検査の  
結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等はいずれも関係法令に  
準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認め

ました。

各会計の数値及び計数等の報告につきましては、お手元の意見書のとおりでございます。

それでは、総体的な意見を述べさせていただきます。

まず、三次市の財政健全化を判断する指標でございます。財政力指数は0.335、経常収支比率は98%、実質公債費比率は7.3%、将来負担比率は31.8%となっております。これらは、いずれも基準値を超えるものではありませんでした。将来負担比率は、令和4年度から8.8ポイント上昇しております。これは、水道企業団への一般会計からの繰入れと、充当可能基金の取扱いを構成他市とそろえた結果によるものと執行部から説明を受けておりますが、引き続き注視していく必要があると考えております。

続きまして、一般会計、特別会計及び基金運用状況の決算審査について述べさせていただきます。

まず、歳入についてでございます。一般会計の歳入総額は432億1,249万4,035円で、前年度に比べ4.3%増加いたしております。歳出につきましては、420億6,961万5,286円と、前年度に比べ5.6%増加し、歳入歳出ともに前年度を上回る決算となっております。

特別会計につきましては、歳入総額133億2,920万9,768円で、歳出総額132億65万7,380円となっております。歳入において、一般会計、特別会計を合わせた歳入未済額は、前年度に比べ約2,490万円減少し、不納欠損額は前年度に比べ約650万円の増加でした。歳出の不用額は、一般会計、特別会計合わせて、前年度に比べ約5億1,200万円の減少となっております。一般会計、特別会計ともに引き続き財源確保に努められ、執行見込額を的確に把握し、効率的、効果的な予算執行に努めていただきたいと思いますと思っております。

次に、市債についてでございますが、一般会計、特別会計を合わせた当年度末現在高は前年度末に比べ約5,800万円増加しております。今後も計画的な管理を行い、将来負担の軽減に努められるよう望むものでございます。

基金については、前年度に比べ約3億3,300万円増加いたしております。基金はあらゆる事業を推進する上で重要な役割を担うものでありますので、今後も計画的な活用と効率的な運用により、適正な管理に努めていただきたいと思いますところでございます。令和5年度におきましては保育所、学校、病院などの施設の更新、また、DXやSDGsの取組等、多くの施策に取り組まれ、未来の三次について、改めて考えた年でもありました。今後も、長期的な視点と適時適切な対応を心がけて、引き続き健全な財政運営に取り組まれますようお願いいたします。

続きまして、公営企業会計の決算審査について述べさせていただきます。

まず、病院事業会計についてでございます。

当年度の患者数の動向につきましては、入院患者数は年間延べ8万4,668人、外来患者数は年間延べ16万7,029人で、前年度に比べ、いずれも増加いたしております。決算の状況につきましては、総収益は前年度に比べ約2億4,800万円増加し、102億3,298万5,488円となっております。総費用につきましては、前年度に比べ約4億300万円増加し、102億1,846万2,587円とな

っております。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した補助金が前年度と比較して減少した影響を受けた決算でありましたが、入院、外来などの医業収益が大きく増加したことにより、1,452万2,901円の純利益となっております。

新病院建設においては、市立三次中央病院建て替え基本計画を策定され、新病院の整備に当たっての基本方針や具体的な施設整備計画、各診療部門の部門計画などを取りまとめられました。今後、基本計画、実施計画など段階的に事業を進めていかれる中で、財源の確保に努めつつ、適正な事業執行を願うものでございます。

病院経営については、患者数がコロナ禍前の状況に戻っていないことや、光熱水費や物価の高騰による費用の増加など、今後厳しい状況も予想されます。しかしながら、市立三次中央病院は、地域中核病院として本市の医療の要であり、住民の病院に寄せる期待は大きいものがあります。中山間地域にあっても、住民が安心して暮らせる医療を提供し、併せて健全で安定した経営の両立ができるよう期待するものでございます。

最後に、下水道事業会計についてでございます。

当年度は総収益20億3,709万41円、総費用20億3,667万5,258円で、41万4,783円の純利益となっております。人口減少や節水機器の普及などにより、水道使用量は減少しており、下水道については、収益の大幅な増加が見込めない状況であります。維持費や更新費用が増加する中、汚水処理原価は依然として使用料単価を上回っており、厳しい運営状況であると認識をいたしております。現在は一般会計からの繰入れに頼るところが大きく、この繰入れにより収支の均衡を保っている状況でございます。

しかしながら、公営企業会計は独立採算が原則でありますので、安定した経営基盤を確立するためには、下水道使用料の適正化や処理施設の統廃合などによる経営の効率化が重要な課題でございます。こうした中、令和6年3月に下水道使用料を定めている三次市公共下水道条例を改正され、令和6年10月使用分から公共下水道使用料が改定され、増収が見込まれるところですが、下水道使用料の改定に合わせて、接続率や普及率の向上を図るなど、経営改善に取り組んでいただきたいと思います。

下水道は私たちの生活に欠かすことのできないライフラインでございます。将来にわたって住民の生活環境維持、向上するために、長期的な視点に立ち、より一層効率的、効果的な事業運営を望むものでございます。

以上、令和5年度の各会計決算について意見を述べさせていただきました。終わりにになりましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になりました。コロナ禍から平時に移行していき、中止されていた行事の再開も進み、閉塞感が徐々に薄らいでいったような1年でした。令和5年度末に、第3次三次市総合計画となる、みよし未来共創ビジョンが策定され、令和6年度から10年間、まちづくりの総合的な指針が示されたところでございます。本市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化などの環境問題、また、頻発する自然災害など、様々な課題や大きな変化に直面をいたしております。

今後、まちづくりの基本理念である、市民の幸せの実現をめざし、市民の声に耳を傾け、厳

しい財政状況が予想される中でも、限られた資源を有効に活用し、市政運営を進められていくことを期待いたしまして、私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君）　ありがとうございました。

それでは、質疑を願います。

（21番　横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　横光議員。

○21番（横光春市君）　2点ほどお伺いしたいというふうに思いますけれども、1点目は、一般会計、特別会計歳入歳出決算、基金運用状況審査意見書の2ページ、第2表の国民健康保険の歳入歳出差引額がマイナスの1,528万1,962円であります。3月定例会において、1,249万5,000円を、国保の保険財政調整基金を取り崩さない補正予算を組んでおりまして、そして、5月31日に令和6年度の国保会計から繰上充用ということで、補正予算第1号において1,170万7,000円の基金を、繰入金を、専決処分を行って対応されているということではありますが、私から見れば、この執行部の国保会計の事務処理そのものがその場しのぎ、先のないような事務処理に見えて仕方ないと思うわけです。この期に至って専決処分というのは致し方ないというふうに考えておりますけれども、監査委員として、このことについて、この事務処理のやり方についてどのような見解を持っておられるのか。執行部に対して、このことについて指摘されたことがあればお伺いしたいというふうに思っているわけでございます。

2点目として、4ページの第3表の財政状況についてでございますが、早期健全基準とか財政再生の基準、その数値とはかなり離れておりますけれども、将来負担比率を見ると、4年度は23%、5年度が31.8%と非常に上がっております。また、経常収支比率を見てみると、4年度が98.4%、そして5年度が98%と下がっておりますけれども、そんなに低い数値ではない。非常に弾力性がないというふうに思っておりますけれども、この財政状況の決算を見て、監査委員さんとして、決算審査全体を通して、三次市の財政はどのような位置にあるのか、大丈夫なのか、いや、ちょっといろんな面で気をつけたほうがいいというような、どういうふうな判断をされているのか、そのことについてお伺いすればと、2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

（代表監査委員　升本美知子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　升本代表監査委員。

○代表監査委員（升本美知子君）　まず最初の御質問でございますが、国保会計の基金を取り崩して3月に補正をされているという部分ですね。

このたびの決算審査の方法につきましては、先ほど申し上げましたように、関係法令に準拠して決算されているか、また、計数が関係諸帳簿と符合しているかを確認して審査を行っております。ですので、6年度歳入から出納整理期間内に赤字補填として繰上げ充当が行われたこと自体は、法令等に抵触しているものではないというふうに監査といたしては判断をいたしております。ですので、不適切な会計処理には当たらないと思っております。

しかしながら、本来6年度の財源とすべき予算が減少したわけでございますから、とても好

ましい状況とはいえないということになります。ですので、継続的に繰上充当が行われることのないよう、予算の執行管理は慎重に行っていただきたいと考えております。

それからもう一点、健全化判断の指標についてでございますね。これについては、先ほども申し上げましたように、正常範囲というんですかね、ですので、監査といたしてはそれに対する意見については述べておりませんが、議員さんおっしゃったように、将来負担比率は令和4年度から8.8%上昇いたしております。これは、先ほども御説明をいたしました、水道企業団への一般会計からの繰入れと充当可能基金の取扱いが、これまでの三次市が行っていたものとは違って、構成他市とそろえた結果によるものだというふうに執行部のほうから説明を受けております。昨年どおりの計算式でやると、31.8%ではなくて23.1%ということで、昨年に比べて大きな差は出てないというふうに思っておりますので、全体的に、健全化基準は350%以内であれば大丈夫だというふうに言われておりますので、それを見ると、健全な財政状況ではないかというふうに判断をしております。

ただし、先ほどおっしゃったように、経常収支比率が高止まりをしているんです。これが100%を超えると、とても危険な状態だろうというふうに判断をしておりますが、事業をしていく上で、やはり高止まりをする状況というのは、これを回避するというのはなかなか難しいのではないかとこのように判断をいたしておりますので、その辺を注視して、しっかり今後も見ていきたいですし、それから執行部のほうはその辺のところも考慮に入れていただいて事業運営をしていただく、それから議会のほうでも、その辺もしっかりチェックをしていただきながら事業を進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（18番 穴戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 穴戸議員。

○18番（穴戸 稔君） こういう場でないと監査委員さんの御意見を伺えないということで、あえて伺わせていただきますけども、自主財源比率といいますか自主財源ですね、市税とか分担金、負担金とかいうのがありますけども、これが令和4年に比べて、構成比で25.何%ですか。若干、昨年度より増えているという中において、私が聞きたいのは、健康ふれあい基金が一般財源化されて繰り入れられたという、1億5,000万円余りのものなんですけども、このことだけではないと思うんですけども、このことも含めて、大きな要素として自主財源の構成比が上がった部分があるのかどうかというところ。

もう一つは、これは個別案件になるということになると思いますけども、今言いました1億5,000万円の基金を一般財源化したということの中から、トエンティワンという君田温泉の運営会社に、補助金として1億1,540万円を出したというものが、監査としてどう見られていたのかということが、端的にお聞きしたいという。トエンティワンというのは債務超過で、倒産状態での清算、解散を行ったという状況を含めて、そこら辺の御意見を伺いたいということと、1億1,500万円のうち3,540万円というのは、株主に対して出資金を返すということでのお金だ

ったんです。今言いますように、債務超過になった会社に対して出資金を返すというのは、本来はあっては、あるのはどうなのかというところも含めて、3点になりますが、監査委員としてお答え、御意見がもしあればお聞かせ願いたいということで伺いました。よろしくお願いいたします。

(代表監査委員 升本美知子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 升本代表監査委員。

○代表監査委員(升本美知子君) まず、基金を取り崩されたということで自主財源が増えたのではないかということですが、これはこれだけに限らないと思います。最近の傾向として、市税が増えているというのはどこの市町村でも言われていることだと思いますので、それを含めて、やはり自主財源が適正に収納されていることではないかなというふうに考えております。そのことで、監査のほうからどうこうということはないと思っております。

それから、トエンティワンの清算金を、三次市、清算金の支出に対する一方、三次市と出資金が返還されたということについての御質問かと思うんですが、決算審査においては、あくまでも本市が収入として適切に受入れを行われていたかという審査を行っておりましたので、これについての意見等については申し述べておりません。ですので、宍戸議員がどういうふうに意図されているかということがあるんですが、決算審査としては、トエンティワンの一連の流れの審査については、適正に処理されていると監査では判断をいたしております。この辺は、しっかり議会の中で検討されて結果として出された部分で、それに基づいて処理をされて、その処理が適正かどうかの判断を私ども監査のほうではさせていただいているということになります。

もう一点、何だったですかね。

○18番(宍戸 稔君) もう一点と言いましたのは、補助金として出す1億1,540万円のうち3,540万円というのが、出資金を株主の方に返すというものだったんです。ですから、本来は第三セクターだろうと普通の民間会社だろうと、債務超過で倒産状態になった会社に対して出資金を返すというのは本来ないというふうに聞いているんですが、それをあえて、三次市の場合は出資金を返すということを行ったということに対して、監査委員としての御意見をお持ちだったらお聞かせ願いたいというふうに思ったもので。

以上です。

○代表監査委員(升本美知子君) 処理としては、先ほど申し上げたとおりです。清算されて、基本的に残余財産がありましたので、それを配分されたということであれば、そのことに対して違法であるかということはないと思っております。あとは、どういうふうに受け取るかという問題かと思いますが、監査委員としては、処理、それから残余財産があったということの処理ですので、これ以上のことはないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

監査委員には、大変お忙しい中、御出席を頂きまして、ありがとうございました。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週2日月曜日から4日水曜日までの3日間、12人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時 7分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年8月30日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 藤 岡 一 弘

会議録署名議員 中 原 秀 樹